

審議会等の会議の記録

会議の名称	第1回伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会
開催日時	令和4年7月26日(火) 午後4時00分～午後5時00分
開催場所	伊勢崎市役所東館3階災害対策室
出席者氏名	(委員) 吉澤委員、備前島委員、岡本委員、柴田委員、茂木委員、 (事務局) 木暮総務部長、小林総務部副部長、大平総務課長、百瀬情報公開係長 久保田係長代理、深代主査
傍聴人数	0人
会議の議題	1 令和3年度における情報公開・個人情報保護審査会の運営実績について 2 令和3年度中における情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について 3 令和3年度第4回審査会議事録(案)の承認について 4 個人情報取扱事務開始届等の審査及び報告について 5 伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会条例(案)について 6 個人情報の開示請求に係る審査請求について(諮問)
会議資料の内容	1 令和3年度における情報公開・個人情報保護審査会の運営実績 2 令和3年度中における情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 3 令和3年度第4回審査会議事録(案) 4 個人情報取扱事務開始届等一覧及び各届出書 5 伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会条例(案) 6 開示請求及び審査請求に関する資料一式
会議における議事の経過及び発言の要旨	1 開会 会 長 これより第1回情報公開・個人情報保護審査会を始めます。お手元の次第に従いまして、進めさせていただきます。 2 運営実績及び運営状況 (1) 令和3年度における情報公開・個人情報保護審査会の運営実績及び令和3年度中における情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について

	<p>会 長 運営実績及び運用状況について事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>事務局 [運営実績及び運営状況について説明]</p>
	<p>会 長 ただいまの説明について、何かご質問等はございますか。</p>
	<p>会 長 ご意見、ご質問等がないようですので、令和3年度における情報公開・個人情報保護審査会の運営実績及び令和3年度中における情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況については、事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
	<p>委 員 [異議なしの声]</p>
	<p>会 長 ご異議ありませんので、運営実績及び運用状況について承認いたします。</p>
	<p>3 協議事項等</p>
	<p>(1) 令和3年度第4回審査会議事録(案)の承認について</p>
	<p>次に、協議事項の1番目、「令和3年度第4回審査会議事録(案)の承認」について、事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>事務局 [議事録(案)について説明]</p>
	<p>会 長 前回の審査会の議事録(案)の内容をご確認いただき、修正事項等がありましたら、発言をお願いします。</p>
	<p>会 長 ご意見がないようでしたら、この案のとおり、議事録を確定するという事によろしいでしょうか。</p>
	<p>委 員 [異議なしの声]</p>
	<p>会 長 ご異議ありませんので、議事録を確定いたします。</p>
	<p>(2) 個人情報取扱事務開始届等の審査及び報告について</p>
	<p>会 長 次に、協議事項の2番目「個人情報取扱事務開始届等の審査及び報告」について、資料4の届出一覧に基づき区分ごとに審議を進めていきたいと思っております。それでは、事務局から届出一覧の区分番号1について説明をお願いします。</p>
	<p>ア 養育費確保支援事業事務関係(区分番号1)</p>
	<p>事務局 区分番号1は、子育て支援課より養育費確保支援事業事務の開始届が1件、市民課より住民基本台帳事務の目的外利用届が1件提出されています。まず、養育費確保支援事業事務</p>

	<p>の開始届であります。これは養育費の継続した履行確保を図るための公正証書等の作成に要する費用及び保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費について補助金を交付するための事務でありまして、本人及び市民課より個人情報収集をします。続きまして住民基本台帳事務の目的外利用届であります。これは補助金交付要件審査において、申請者及び対象児童の住民基本台帳記録を確認し適正に交付するためとなっており、条例第9条第2項第5号を根拠に、市民課の住民基本台帳の情報を子育て支援課に目的外利用させるものです。個人情報を本人以外から収集したとき及び目的外利用をする場合の本人通知省略の理由ですが、本人の申請により補助金支給の審査を行うという事務の性質上、本人が知り得ることが明らかであり、個別に通知する必要がないことから本人通知を省略するものです。</p> <p>会 長 区分番号1について、ご質問、ご意見などがございましたら、お願いいたします。</p> <p>会 長 ご質問、ご意見等がないようでしたら、区分番号1については、事務局の説明のとおり取り扱うものとしてよいでしょうか。</p> <p>委 員 [異議なしの声]</p> <p>イ じん臓機能障害者等通院交通費補助事務関係（区分番号2）</p> <p>会 長 続きまして、区分番号2について説明をお願いします。</p> <p>事務局 区分番号2は、障害福祉課よりじん臓機能障害者等通院交通費補助事務の変更届が1件、同事務の外部提供届が1件提出されています。まず、じん臓機能障害者等通院交通費補助事務の変更届であります。個人情報の記録項目に通院崎を加えるもの及び個人情報の外部提供を行っているに変更するものであります。続きまして同事務の外部提供届であります。これは群馬県がじん臓機能障害者等通院交通費補助事業の事業実績報告書の審査を行うにあたり、要綱に定める個人情報が必要となることから、条例第9条第2項第6号を根拠に、障害福祉課が保有する個人情報を群馬県に外部提供</p>
--	--

	<p>するものであります。個人情報を外部提供する場合の本人通知省略の理由ですが、通知を要する対象者が大量であり、かつ本人の権利利益を侵害するおそれがなく、本人が通知を受けても選択する余地がないことから、本人通知を省略するものです。</p>
会 長	<p>区分番号2について、ご質問、ご意見などがございましたら、お願いいたします。</p>
会 長	<p>ご質問、ご意見等がないようでしたら、区分番号2については、事務局の説明のとおり取り扱うものとしてよいでしょうか。</p>
委 員	<p>[異議なしの声]</p>
	<p>ウ 福祉医療費受給資格者証交付事務関係（区分番号3）</p>
会 長	<p>続きまして、区分番号3について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>区分番号3は、年金医療課より福祉医療費受給資格者証交付事務の目的外利用届が1件提出されています。これは、児童手当の費用負担割合については、原則国の負担が3分の2、地方の負担が3分の1であるところ、3歳未満の児童で、社会保険に加入しているいわゆる被用者である場合のみ、事業者負担が15分の7、国の負担が45分の16、地方の負担が45分の8となるため、受給者の被用者・非被用者の区分について、対象児童の加入医療保険情報で確認する必要があることから、条例第9条第2項第5号を根拠に、年金医療課の保有する個人情報を子育て支援課に目的外利用させるものです。個人情報を目的外利用させる場合の本人通知省略の理由ですが、通知を要する対象者が大量であり、かつ本人の権利利益を侵害するおそれがなく、本人が通知を受けても選択する余地がないことから、本人通知を省略するものです。</p>
会 長	<p>区分番号3について、ご質問、ご意見などがございましたら、お願いいたします。</p>
会 長	<p>ご質問、ご意見等がないようでしたら、区分番号3については、事務局の説明のとおり取り扱うものとしてよいでしょ</p>

	うか。
委員	[異議なしの声]
会長	続きまして、報告事項になります。区分番号4から区分番号11まで一括して説明をお願いします。
事務局	区分番号4から11までにつきましては、事前に送付させていただいた資料により内容の御確認をお願いしておりましたところでございますので、1件ごとの説明は省略させていただき、不明な点や修正点等がございましたら、ご質問・ご意見をいただきたく存じます。
会長	区分番号4から11について御質問、御意見などがございましたら、お願いいたします。
会長	ご質問、ご意見等がないようでしたら、区分番号4から11については、事務局の説明のとおり取り扱うものとしてよいでしょうか。
委員	[異議なしの声]
	(3) 伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会条例(案)について
会長	次に、協議事項の3番目「伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会条例(案)」について、事務局の説明をお願いします。
事務局	[条例(案)について説明]
会長	それでは、条例案について、ご質問、ご意見などがございましたらお願いします
会長	伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会条例案についてご異議ありませんか。
委員	[異議なしの声]
会長	ご異議ありませんので、伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会条例案を承認します。
	4 個人情報の開示請求に係る審査請求について
会長	次に、次第の4番目「個人情報の開示請求に係る審査請求について(諮問)」事務局より説明をお願いします。
事務局	[審査請求について説明]
会長	それでは委員の皆様からいただいたご質問やご意見を踏

	<p>まえ、本件は次回の審査会において調査審議を継続するという ことよろしいでしょうか。</p> <p>委員 〔異議なしの声〕</p> <p>事務局 本件について不明な点等ございましたら、事務局へお問い合わせ ください。</p> <p>会 長 それでは、以上で第1回情報公開・個人情報保護審査会を 終了させていただきます。大変お疲れ様でした。</p>
--	---